

第5章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

市民、事業者及び市がそれぞれの役割や目標等を認識したうえで、主体的に本計画に取り組むことを目指します。本計画は市、市民及び事業者と協働することにより、より効率的な計画の推進を図っていきます。

(1) ひたちなか市環境審議会

市民や事業者等の代表、学識経験者で構成するひたちなか市環境審議会において、本計画の進捗状況を点検・評価するとともに、必要に応じて課題や取組方針等についての提言を行います。

(2) ひたちなか市環境保全推進委員会

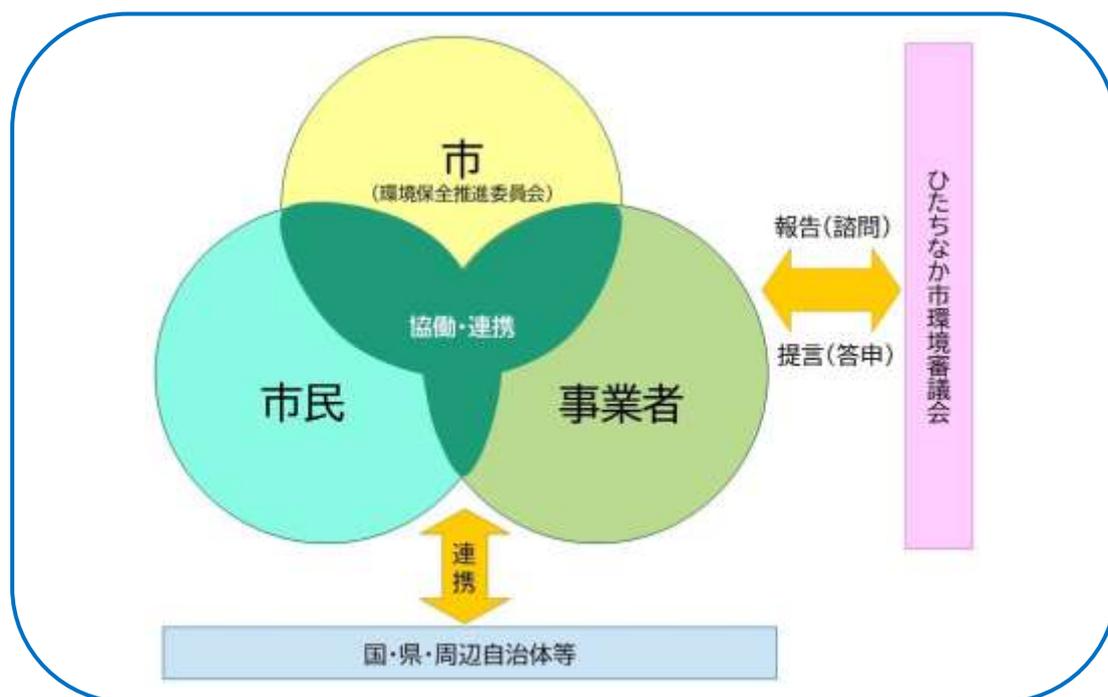
環境行政の総合的な推進を図るため設置され、全庁的な組織である環境保全推進委員会で、本計画に掲げた施策の効果的推進及び総合的な調整を図り、進行管理を行います。

(3) 市民・事業者等との連携

本計画を推進するために、市民及び事業者の取組を可能な範囲で実施します。

(4) 国・県・周辺自治体等との連携

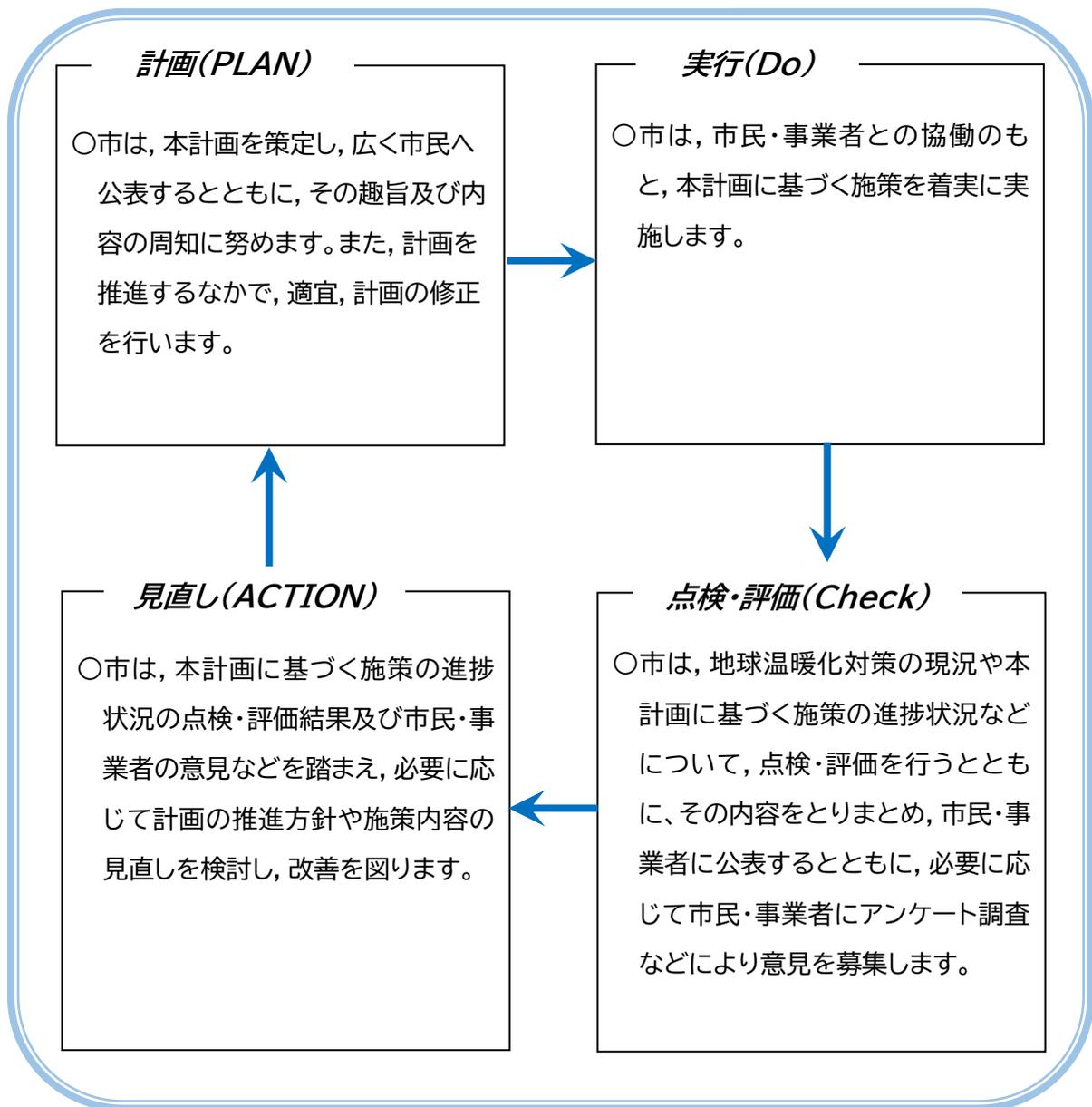
多様化する地球温暖化対策などに対して、広域的な視野に立ち、国・県・周辺自治体等と連携・協力のもとに、効果的な施策や取組を推進します。



2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするために、PDCA「計画(PLAN)、実行(DO)、点検・評価(CHECK)、見直し(ACTION)」を繰り返すことによって進行管理を行い、「ひたちなか市第3次総合計画」、「ひたちなか市第3次環境基本計画」、「ひたちなか市第3次エコオフィス計画」との整合性を図るとともに、計画の見直し、必要な取り組みを実施していきます。

PDCA サイクルによる進行管理



第5章 計画の推進体制・進行管理